

○国土交通省告示第三百六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令（平成二十一年国土交通省令第五号）第二十三条第二号及び第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定める時間等を次のように定める。

平成二十一年三月二十三日

国土交通大臣 金子 一義

第一 講習科目ごとの講習時間

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令（以下「省令」という。）第二十三条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講習時間は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科	目	時	間
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）に関する科目		一時間	
建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十一年通商産業省告示第一号）、住宅に係るエネ		三時間	

ルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年国土交通省告示第三号）及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成十八年国土交通省告示第三百七十八号）に関する科目

建築物調査の項目及び方法に関する科目

三時間

第二 講習に用いる教材の内容

省令第二十三条第三号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる科目とする。

科目	事項
エネルギーの使用の合理化に関する法律に関する科目 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準及び	エネルギーの使用の合理化に関する法律の概要の解説 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針に関する科目	基準及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針の解説
建築物調査の項目及び方法に関する科目	建築物調査の項目及び方法の解説
<p>備考 講習に用いる教材は次に掲げるものであること。</p> <p>一 調査員に対し、建築物調査の業務に必要な知識及び技能の習得を行うために必要かつ十分な内容と認められるものであること。</p> <p>二 記載された内容が新しいものであること。</p>	

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。